

【 居宅介護支援事業者 指定更新の手引き 】

1. 指定更新手続きの概要

平成 18 年 4 月の介護保険制度改正により、指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力に 6 年間の期限が設けられています。指定事業者は、指定の更新を受けなければ、有効期限満了により指定の効力を失います。

2. 提出期限及び提出先

提出期限：有効期限満了の 30 日前

提出先：〒311-1517

銚田市銚田 1443 番地

銚田市 健康福祉部 介護保険課

3. 提出部数 1 部

4. 指定更新事務スケジュール概要

- ①更新申請書受領 ②市での申請書審査
- ③審査終了後、市から事業者へ指定更新通知を随時送付

5. 提出書類

- (1) 指定更新申請書 (様式第 3 号)
- (2) 付表
- (3) 法人登記簿謄本 (提出日から過去 3 か月以内のもの。コピー可)
- (4) 勤務形態一覧表 (参考様式 1)
申請書提出月の勤務形態一覧表を提出してください。
- (5) 資格証の写し (資格が必要な職種のみ)
裏面に本人の署名捺印をしてください。
※介護支援専門員の資格証は「介護支援専門員証 (顔写真入り)」となります。
- (6) 雇用を証明する書類 (辞令等のコピー)
- (7) 事業所の平面図 (参考様式 3)
既存の図面等を使用する場合は、A4 又は A3 サイズとしてください。
用途ごとの面積を記入してください。また、備品の配置も記入してください。
※変更がない場合は提出不要です。
- (8) 運営規程
変更がある場合には、変更箇所をマーカー等で明示してください。
- (9) 誓約書 (参考様式 9-2)
- (10) 申請書チェックリスト
事業所チェック欄を確認してから提出してください。
※下線の書類は銚田市ホームページからダウンロードが可能です。

6. 更新申請と同時に、介護給付費算定に係る届出をする場合

更新申請書類の提出とあわせて、下記の書類を提出してください。

- (1) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- (3) 添付書類 (加算の種別ごとに必要な書類がある場合)

7. 申請書提出前に廃止届出書、休止届出書を提出した事業所について

- (1) 廃止事業所については、手続き不要です。
- (2) 休止中の事業所については、指定の更新を受けることはできません。従って、指定の有効期間の満了をもって指定の効力を失うこととなります。

8. 指定更新を受けない場合

廃止届出書（様式第5号）を銚田市介護保険課まで提出してください。
その場合は、現利用者に対する措置について、必ず記載してください。

9. 申請書提出後の変更、廃止、休止について

- (1) 申請書手続き後に変更が生じた場合
通常の手続きに従い、変更届出書（様式第4号）及び添付書類を、銚田市介護保険課まで提出してください。
- (2) 申請書提出後に、事業所を廃止・休止する場合
指定の更新を受けることはできません。
廃止又は休止する日の1か月前までに、廃止届出書（様式第5号）又は休止届出書（様式第5号）を、銚田市介護保険課まで提出してください。

10. 指定更新に係る様式等の掲載先

銚田市公式ホームページ 介護保険課
<http://www.city.hokota.lg.jp/page/page001402.html>

11. 問い合わせ先

指定更新に係る問い合わせは、下記までお願いいたします。
銚田市介護保険課 電話0291-36-7761（直通）